

# 国立研究開発法人国立環境研究所内部統制推進に関する基本方針

平成 29 年 3 月 16 日  
国立環境研究所

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「研究所」という。）は、中長期目標・中長期計画等並びに法令や研究所の規程等を遵守して業務を行い、研究所の使命を効果的かつ効率的に果たすため、平成 27 年 4 月施行の改正独立行政法人通則法及び平成 26 年 11 月に発出された「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について（総務省行政管理局長通知）により、内部統制システムの整備や監事機能の強化などについて業務方法書を改正、併せて国立研究開発法人国立環境研究所内部統制推進規程（以下「規程」という。）を平成 28 年 4 月 1 日に制定したところであり、規程第 7 条に基づき「内部統制推進に関する基本方針」を定めるものである。

## I 内部統制の目的

内部統制を整備する目的は、以下を達成すること。

### 1 業務の有効性及び効率性

業務の有効性：中長期目標等に基づき業務を行い、研究所の使命を果たすための取組みを推進する。

業務の効率性：より効率的に業務を遂行するための取組みを推進する。

### 2 事業活動に関わる法令等の遵守

事業活動に関わる法令その他の規範の遵守を促進する。

### 3 資産の保全

資産の取得、使用及び処分が適正な手続、管理及び承認の下に行われることにより、資産の保全を図る。

### 4 財務報告等の信頼性

国民に対する説明責任及び第三者による評価に資するため、財務報告及び非財務報告に係る情報の信頼性を確保する。

## II 内部統制の基本要素

内部統制の目的を達成するために必要な基本要素は、①統制環境、②リスクの評価と対応、③統制活動、④情報と伝達、⑤モニタリング、⑥ICT（情報通信技術）への対応となっており、以下の 1～6 のとおり取り組む。

### 1 統制環境（理事長がリーダーシップを発揮できる環境の整備）

研究所は理事長を委員長とする内部統制委員会を設置し、内部統制担当理事、ユニット内部統制推進責任者を定めて内部統制システムの整備を進める。

- 2 リスクの評価と対応（研究所のミッション遂行の障害となる要因をリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を行う一連のプロセス）  
総務部長を委員長とするリスク管理委員会にて、リスク管理状況の把握、評価・低減策に関すること、リスクが顕在化時の再発防止策に関することを検討、審議する。
- 3 統制活動（研究所の業務が、職員等によって法令等に適合した上で、効果的かつ効率的に行われることを確保するための体制）  
研究所のミッションが、理事長の命令及び指示が適切に実行されることを確保するため、必要な措置を講じる。
- 4 情報と伝達（内部統制システムが有効に機能するよう所員に適切な情報が伝わる体制、役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制）  
理事会、幹部会、運営協議会等各種会議や各種委員会を横軸の経路として柔軟に活用する。
- 5 モニタリング（モニタリング体制（法人内部及び監事）の整備）  
監事監査、内部監査による監査結果の反映、運営協議会の意見の反映、及び必要に応じ、規程第10条第2項に規定する内部統制担当理事による研究所の内部統制上の課題等について関係役職員等と面談し、研究所の業務運営状況等を把握し、改善が必要な事項に対して迅速かつ適切に対応する。
- 6 ICT(情報通信技術)への対応（ミッションを果たすためあらかじめ適切な方針及び手続きを定め、それを踏まえて、業務の実施において研究所内外のICTに対し適切に対応すること）
  - (1) 情報システムの整備及び利用について、ネットワーク運営管理規程等により適切に対応する。
  - (2) 情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関して、情報セキュリティポリシー及び個人情報等保護規程により適切に対応する。